住宅再建 焦らず 急がず

――台風19号から考える 下

台風19号は多数の住宅に浸水被害をもたらしました。昨年7月の西日本豪雨で大規模な浸水被害が出た岡山県倉敷市真備町地区では、まだ傷痕が残るなか、再建された家も増えつつあります。専門家は「再建・修繕は焦らず、急がずが鉄則」と指摘します。

昨夏の西日本豪雨の被災地では

住宅約9500棟が全半壊した真備町地区。平松敏一さん(71)が発生から約1カ月後に建て替えを決断した自宅は来月、完成予定だ。「被災直後は泥だらけになった家を見て泣いた。ようやく前を向けるようになった」と話す。

昨年7月6日、平松さん宅は2階まで水没。救助ボートで一命を取り留め、親類宅に身を寄せた。数日後に自宅から約5キロのアパートを借り、自宅の片付けに毎日通った。

発生から10日ほどで、市が3400戸のエリアを一括して全壊と認定。平松さんの自宅も含まれた。すぐに公的支援を受けるのに必要な罹災証明書を取得し、市に被災者生活再建支援金を申請した。

火災保険は水害補償の契約がなかった。支援金は新築費用に到底届かず、高齢でローンも組めない。一人暮らしのため地区外の介護付き高齢者住宅への入居なども考えた。でも先祖代々の土地は捨てられず、自己資金で再建することを決めた。

地元の建設会社に依頼したが、順番待ちで解体は昨年11月、着工は今年8月になった。今後の水害に備えて木造2階建てとし、屋根の上に逃げられる脱出口を設けた。「水害が起きても命だけは助かる。そう思える家を建てることで、生きる原動力がわいてきます」と語る。

団体職員の女性(51)は昨年末、全壊の認定を受けた自宅の大規模リフォームを終え、家族と我が家に戻った。「水害補償の保険に入っていたことが何よりの救い。知り合いの業者に早く対応してもらえ、恵まれていた」と振り返る。

被災直後は泥まみれの自宅を前に途方に暮れるだけだった。数日後、保険の代理店から補償の対象になるとの電話があり、今後のことを考えられるように。2週間たった頃、知り合いの工事業者に確認してもらい、柱と屋根は残せると分かった。

当初は解体して建て直すことも覚悟していた。ただ、一定額の保険金が出るとしても、長女宅も被災して資金繰りは厳しい。老後資金の不安もあってリフォームにした。費用は1千万円。保険金が7月末に振り込まれ、昨年8月中旬の着工までに支払う頃金には困らなかった。

罹災証明書は、市の一括認定直後に10枚取得。余りはしたが、保険の申請、紛失した金融機関のカードの再発行の手数料免除、被災者生活再建支援金の申請などに使った。

同支援金を申請したのは昨年8月。申請が殺到していたこともあり、支給されたのは基礎支援金が同10月、加算支援金が同11月だった。こうした支援制度などの情報は、市の広報紙を確認したり家族で話し合ったりして把握した。「家財道具や衣服を全部買い替えたので支援金ですいぶん助かった。被災後は分からないことだらけ。家族や知人、市職員らと相談して情報過疎にならないことが大事です」

保険金や自己資金などで再建に向けて動き出せる被災者がいる一方、見通しが立てられない人たちも少なくない。市によると、みなしを含む仮設住宅の入居者は、ピークだった昨年12月の8780人から減っているが、今年10月末現在で5158人にのぼる。

仮設住宅に暮らす藤崎義之さん(84)は被災3週間後に妻が脳梗塞で倒れた。4カ月後に退院したが介護に加え、慣れない家事に追われる。建て替えたいが、治療やリハビリの費用を考えると踏み切れない。「再建しても、この年齢なので明日があるかわからない。今後のことを考える余裕もない」と嘆く。

「次」に備え屋根への脱出口 ／ 保険金活用し補修

完成間近の平松敏一さん(左)の自宅＝岡山県倉敷市真備町

公的支援 しっかり把握を

各地で被災者支援を続ける今田健太郎弁護士(広島弁護士会災害対策委員長)に、住宅再建・修繕の際の注意点を聞いた。

◇

まずは保険をしっかり確認してほしい。水災補償の有無や家財の損害にも適用されるかどうか、自分ではなく親族が契約していることもある。保険証券を紛失して保険会社が不明になっても日本損害保険協会の自然災害等損保契約照会センター(0120・501331)で照会できる。保険請求代行をうたう業者から高額な報酬金を請求された事例もあるので注意を。

公的支援制度を把握することも重要だ。制度を知らず、申請しなかった人も過去には少なくない。被災者生活再建支援法の支援金、義援金はどれくらいか、保険金を含めて資金をシミュレーションしてみるとよい。

住宅金融支援機構には、被災者向けの低金利の災害復興住宅融資もある。分からないことは一人で判断せず、自治体の窓口で相談を。各地の弁護士会も無料の電話相談を実施している。

再建・修繕は焦らず、急がないことが鉄則だ。例えば、災害救助法の応急修理制度を使うと仮設住宅に入れない。利用した自宅に戻るしかなかったという人もいる。すぐに工事を発注する人も重要だ。複数の業者から見積もりを取ってほしい。

(阪田隼人、小林弘忠)

被災後の住宅再建・補修の流れ

災害発生

↓

罹災証明の申請・発行
自治体の調査で、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊を認定。全壊は100万円、大規模半壊は50万円の基礎支援金(被災者生活再建支援法)

↓

応急修理
被害程度に応じて59万5千円か30万円を支援(災害救助法)。制度を利用した場合は仮設住宅に入居できない。加算支援金との併用は可能

仮設住宅などに入居

↓

補修 建設・購入
補修は100万円、建設・購入は200万円の加算支援金(被災者生活再建支援法)

↓

自宅に戻る
自治体独自の支援制度により、半壊や一部損壊でも支給される場合がある

長岡技術科学大大学院・木村悟隆准教授のイメージ図をもとに作製

ひとと

告げ　郵便局の窓口で秋を思わせる絵はがきを見つけた。近ごろ、ゆっくり時間がとれないので、普段は書くことはありませんという知人に告げようと思い、はがきを買って書きました。しかし、投函のポストに入れた。私はええっと思った。よくはがきは一この郵便金が円不足で当の切手をはりしてください」と書いてあるのが貼られていた。この10円から切手が60円に変更になったが、